

モンテスキューの思想におけるシヴィル civil と万民法 droit des gens
— フランスの公民の法形成におけるゲルマンの独自性 —

Montesquieu : “civil” and “droit des gens,” some remarks on the uniqueness
of Germanic peoples in the formation of civil law

田中 大二郎

TANAKA Daijirō

1. はじめに — 『法の精神』¹ におけるシヴィルと万民法について

万民法に依存する事物は、力によって、もしくは、力の一時停止
によって制御されうるといふ本性を持っている (...)²

『法の精神』という著作の最も基本的な性格は、事物の本性に由来する必然的な諸関係として法をゆるやかに定義し、そして、共和政・君主政・専政という三政体論により、また、風土・宗教・法律・習俗・生活様式等から成る一般精神という独自の論を用いることにより、時代を越え、ヨーロッパという限られた地域を越え、世界の諸国民が実現してきた様々な制度、習慣を合理的に理解する枠組みを示す点に求められよう。そのモンテスキューの畢生の大作である『法の精神』が現代の日本の読者が参照する定訳³として形を整えられてから、既に二十年を優に超える時が流れている。『法の精神』における、シヴィルの翻訳の方針は全巻共通の凡例に示されている⁴が、これによれば、シヴィルは「ラテン語の *civilis* がフランス語に転化したもの」

¹ 『法の精神』への参照は、*Esprit des Lois* の略称である EL と、編 (Livre) 単独、もしくは、編 (Livre) と章 (Chapitre) を組み合わせた表記で統一する。例えば、『法の精神』第 28 編ならば EL 28、『法の精神』1 編 3 章ならば、EL 1-3 と表記する。フランス語のテキストの参照箇所は、ドラテの注によるガルニエ版に基づいて必要に応じて示す。Montesquieu, *De l'esprit des lois*, édition de Robert Derathé, Garnier, 2 vols, 1973.

² Montesquieu, MP 1814, *Pensées Spicilège*, édition de Louis Desgraves, Robert Laffont, 1991, p. 560. 『法の精神』と同時期に執筆された、『わが所感』(Mes pensées: 『随想録』と表記される場合もある未定稿の断片集) に収められた万民法に関する論の中にある言葉である。EL 26-20 において、公民の法 *lois civiles* と万民法 *droit des gens* の原理が異なる点に説明がなされる部分においては、万民法の原理によって力の支配下にある王と、公民の法の原理によって自由で暴力から守られる「われわれ」が対置されている。王同士が結ぶ条約 *traité* は力の結果物として説明されている。EL 26-20, Garnier II, p. 189-190. 『法の精神』(下) p. 113.

³ 『法の精神』野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳、岩波書店、全三巻、1987-1988 年 (岩波文庫版、1989 年)。フランス語版の参照箇所の横に、『法の精神』、上中下巻いずれかの巻名、ページ数によって、本邦訳の参照箇所を示す。なお、引用箇所については同訳を参照するが、本論の趣旨に沿って執筆者が一部を変更する場合がある。訳文の文責は執筆者に帰する。

⁴ 『法の精神』岩波文庫、(上) p. 10-12. 凡例 八 以下、特記しない場合、日本語版の翻訳の方針に

であるとされ、政治共同体、国家を意味するキヴィタス *civitas*（ギリシャ語のポリス *πόλις*）の意味を原義として持つと示されている。モンテスキューの *civil* の多義的な用法を汲み取るための方針として、翻訳では、シヴィルが原義的に理解しうる場合には、すべて「公民の」という訳語をあてるとされる。政治体そのものや、政治体のメンバーに関わる場合には、「公民の」を用いる方針が採られたと理解できるだろう。他方、*criminel*（刑事の）と対比されている場合には、「民事の」、*militaire*（軍事の）と対比されている場合には、「文民の」を用いたと述べられている。また「市民の」という訳語は、専らブルジョワ *bourgeois* という形容詞について用いたことも示され、この訳語をシヴィルには用いないことが示されている。

翻訳者の一人である上原行雄氏は、凡例とは別に、興味深い小論考を書いている⁵。そこでは、野田良之氏が書き遺したという「翻訳の方針」の内容をもとに、*civil* の歴史的な意味の変遷についてより詳しく触れられている。すなわち、政治共同体や国家に関わる原義を保存しながら、ローマ法学が私法を中心に発展したことに起因して、フランス語の *civil* が、民事的な意味に用いられるようになる点が指摘されつつ、17～18世紀の意味と用法がかなり錯綜することに言及がなされている。モンテスキューの『法の精神』についても、同時代における意味と用法の錯綜を受けて、*civil* の一貫した用法を認めることが困難である点を断った上で、上原氏は、「*civil*」がもっぱら *droit des gens* [万民法] との対比で用いられている場合⁶ について説明を加えている。その場合には、「*civil*」はむしろ語源的な意味に理解するほうが適当⁷ とし、実際に、『法の精神』の中で、*civil* が万民法と対比的に用いられる三つの例⁶ を挙げている。上原氏の指摘は、モンテスキューが *civil* に新たな意味を付け加えるわけではないが、万民法との対比において、モンテスキューが用いる *civil* を「政治共同体の」「国家の」という、キヴィタスに遡る原義に沿って解釈する必要性を説いていると理解できよう。また、上原氏が参画された『法の精神』の翻訳においては、*droit des gens* を「万民法」と一貫して訳出している⁷ が、上原氏は、モンテスキューの万民法が持つ意味やその性格については説明を控えている。

ところで、シヴィル *civil* は形容詞であり、万民法は名詞である。上原氏の指摘をきっかけとして、本論において、これらの品詞の異なる二語を対比的に検討の対象とする理由について簡単に説明しておこう。もとより、万民法 *droit des gens* の対比の対象として、法として同じレベルにある公民の法 *droit civil* を置くことができれば、それに越したことはない。だが、『法の精神』に見られる思想と表現に照らしてみた場合、それは困難である。後にも触れるが、モンテスキューが6世紀以降のヨーロッパにおけるゲルマンの支配の中で重要なモーメントとみなす、法に関わる三つの歴史的事象、すなわち、属人法の運用、農奴の解放、決闘裁判は、そ

関する内容はすべて左記を参照している。なお、この凡例は、上中下巻すべての巻頭に同一内容が置かれている。

⁵ 上原行雄『*civil* の概念と訳語に関する覚え書』一橋大学社会科学古典資料センター年報、7号、1987年、p. 5-8。

⁶ EL 18-12、EL 18-13、および、EL 19-27の一節が挙げられている。前掲書、p. 8。

⁷ 国際法の領域では、*jus gentium* を「諸国民の法」という訳語を用い、ローマ法上の概念と区別する傾向がある。その例は以下の書の凡例に見られる。『戦争と平和の法 フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義』大沼保昭編、東信堂、1987年、凡例 p. xi-xii。実際には、国際法研究者において、「諸国民の法」で標準化され統一が図られているわけではない。研究者が規約的に「ユース・ゲンティウム」を用いる例もある。柳原正治『ヴォルフの国際法理論』有斐閣、1998年、p. 48。後述するように、モンテスキューの用いる万民法 *droit des gens* に、ローマ法の意味との共通性を尊重する立場から、われわれは本論において「万民法」を訳語として用いる。

のいずれもが、一貫した制度として「公民の法」を構成していたわけではない。それらの事象は、モンテスキューの認識において、万民法との間に深い関係を有し、力の行使から公民を免れさせる仕組み、万民法の支配下にある人間を公民として認知する仕組みに関係している。実際、モンテスキューは『法の精神』の中で、6世紀以降のゲルマンの支配において万民法と対比的な関係にある対象を、統一的に「公民の法」と表現するのではなく、「公民状態 état civil」「公民の法 droit civil」等、シヴィル civil を伴う複数の表現を用いている。以上を理由に、本論では、多少破格ではあることを承知の上で、シヴィル civil と万民法を対比的に捉え、万民法に関する近年のモンテスキュー研究について触れた上で、主に『法の精神』のテキストの中に現れたシヴィル civil と万民法の関係を通して、モンテスキューの思想の特徴を検討することを目的に掲げることとしたい。

2. モンテスキューの万民法に関する先行研究と本論の課題・構成

近年のモンテスキュー研究において、万民法に関係するものは三つある。まず、万民法と『法の精神』をテーマにしたベリッサの論文⁸においては、「穏和な習俗」によって実現される同時代のヨーロッパの秩序は、古代の征服型の苛酷な万民法から明確に切り離され、より平和を志向する別の原理によって実現されているというモンテスキューの認識に基づくと解釈している。その認識は、自己保存に基づいて自分を守るという自然法の原理にもとづいて、自然的防衛 *défense naturelle* に限定された戦争のみを国家が正当化する姿勢 (EL 10-3) と不可分であるとされ、自然的防衛を逸脱して他国を脅かす征服型の普遍君主政の追求の否定を伴うと説明される。ベリッサは、平等で自由な主体である共和国の集合体としてのヨーロッパ、国外への力の行使を自然法の原理に基づいて相互に抑制する公法によって支配される18世紀のヨーロッパに議論を導き、彼はそこに、「ヨーロッパの社交性と連邦の観念」⁹を見出そうとしている。万民法を、同時代の国家間に関するモンテスキューの認識に基づいて、対外的な力の行使の一定の抑制を実現していた18世紀のヨーロッパの公法に関連づけて解釈するのが、ベリッサの研究の特徴と言ってよい。

二人めとして、征服をテーマとしたテレルの論文¹⁰が部分的に万民法に言及している。ベリッサの議論とは対照的に、テレルは、『ペルシャ人の手紙』において、自衛のはずの正当な戦争 *guerre juste*¹¹ が相手国への懲罰として戦われた場合に、社会の破壊にまでに拡張される点に着目する¹²。正義にもとづく戦争が相手の自然的防衛を不可能にする深刻な事態をモンテスキューは早くから認識していた。その一方、EL 10では、戦争の動機としての正義や懲罰が持ち出されることはなく、万民法を「攻撃的な力」に関係するとした上で、「征服の法」が、

⁸ Belissa (Marc), *Montesquieu, L'Esprit des Lois et le droit des gens*, dans *Le Temps de Montesquieu*, Droz, 2002, p. 171-186.

⁹ *ibid.*, p. 179.

¹⁰ Terrel (Jean), *A propos de la conquête : droit et politique chez Montesquieu*, dans *Revue Montesquieu*, n° 8, 2006, p. 137-150.

¹¹ 『ペルシャ人の手紙』では、正当な戦争は、「攻撃する敵を押し返すため」のものと、「攻撃された同盟者 *allié* を救助するため」のもの二種類だと説明される。Montesquieu, *Lettre persanes*, Lettre 95 (XCV), édition Paul Vernière, Garnier, 1975, p. 196.

¹² Terrel, *op. cit.*, p. 139.

被征服民の奴隷化や掠奪を行わないものとして提示されている。すなわち、テレルが強調するように、EL 10-3において、「戦争の法 *droit de la guerre*」から派生する「征服の法 *droit de conquête*」は、奴隷化や掠奪という力の行使とは結び付けられず、もっぱら被征服民の保存と利益を図る法として提示される。征服者が従うべき法は、万民法として表現されるのではなく、「自然の法」「自然の光の法」をはじめとする四つの法¹³とされるが、実際のところ、これらは法というより、政治の次元の問題としてモンテスキューに認識されているというのが、テレルの示す重要な結論の一つである。征服後の被征服民の奴隷化¹⁴如何は、法レベルの正義とは別の、「有用性」の基準にもとづく政治家 *les politiques* の判断にかかっている、という議論と理解してよい¹⁵。

三人めは、クルトワである。『法の精神』の第一編:EL 1のテキストに集中し、モンテスキューの思想を解明する異色の研究¹⁶の中で、彼は、万民法について検討を加えている¹⁷。クルトワの万民法関連の議論は、三つの点に集約できよう。一つめの論点は、自然状態の議論と万民法の関係づけである。自然状態から政治社会へ移行し切っていない段階で、すでに集団間、個人間で二種類の戦争状態が引き起こされ、集団間すなわち相異なる民族間の関係にしたがって設立されるのが万民法である点にクルトワは注目し、この万民法が、必ずしも戦争を終結させ恒久的な平和を実現するのではなく、後の段階、すなわち、政治社会成立後へ潜在的に引き継がれる点に着目している¹⁸。二つめの論点は、自然法との関係における万民法であり、これはテレルと共通する論点である。ある集団が自己保存という自然法的な正義にもとづいて戦争をした結果、相手を征服し、公民 *citoyen* の解体にまで至るケースを万民法の恣意性と捉えた上で、EL 10-3において、征服の法が、専ら被征服民の保存を図るとされる点に注目し、クルトワは、攻撃的な力によって相手民族の奴隷化が可能なはずの万民法が、征服後に相手民族を奴隷化不能な万民法に「転倒する」という解釈をとる¹⁹。三つめの論点は、習俗との関係における万民法である。征服後の被征服民の習俗の尊重という論点²⁰と、民族固有の習俗に沿った万民法の多様性²¹という論点をクルトワは解説している。

以上の先行研究の内容から、モンテスキューの万民法を用いた議論の一端は明らかになったであろう。われわれは、三人の先行研究に対する評価と批判を加えた上で、彼らの論じていな

¹³ *EL 10-3*, Garnier, I, p. 150. 『法の精神』(上) p. 263-264.

¹⁴ 自然法学派の人々は、戦争の結果、征服民が、被征服民の自己保存 = 生命の保障と引き換えに、被征服民を奴隷化することを認めていた。この奴隷化をモンテスキューは「原理も根拠も不適切だ」とし、また、被征服民の隷属状態が続くことを「事物の本性に反する」と論じている。Grotius, *Droit de la guerre et de la paix*, III, IV, § 10, Amsterdam, 1729, tome 2, p. 281. Pufendorf, *Droit de la nature et des gens*, VI, III, § 1, Bâle, 1732 (Reprint Caen, 1989), tome 2, p. 201. *EL 10-3*, Garnier, I, p. 151. 『法の精神』(上) p. 265.

¹⁵ テレルは、この解釈の根拠として以下の部分を示している。「征服の法から、これほどまでに悲惨な結果を引き出す代わりに、政治家は、この法[征服の法]が時として被征服民に対してもたらしうる利点について話す方がよかつただろう」傍点引用者 *EL10-4*, Garnier, I, p. 152. 『法の精神』(上) p. 267.

¹⁶ Courtois (Jean-Patrice), *Inflexions de la rationalité dans « L'Esprit des lois »*, PUF, 1999.

¹⁷ *ibid.*, p. 223-274.

¹⁸ *ibid.*, p. 245.

¹⁹ *ibid.*, p. 271.

²⁰ *ibid.*, p. 230, 274.

²¹ *ibid.*, p. 261.

い領域を指摘するとともに、論証課題を設定することができるだろう。まず、ベリッサにおいては、モンテスキューの万民法 *droit des gens* が「攻撃的な力」に関係することが、議論に十分に取り込まれていないように見える。確かにモンテスキューは自分の同時代の万民法を、ローマの万民法と比較して肯定的に捉え²²、平和を基調とする同時代のヨーロッパのあり様を肯定するよう見えるが、彼がヨーロッパ諸国家の連邦を、「万民法」の延長上に構想した形跡は、『法の精神』のテキストには見られない。また、モンテスキューの万民法は、彼の同時代に限定されるものではなく、ヨーロッパという文明地域に限定されるものでもない。EL 1-3 でイロコイ人の万民法に言及されるように²³ 人類学的な射程を持ったものである。次にテレルであるが、彼の議論をもとに、われわれは、攻撃的な力として発揮される万民法が、征服を通じて、国家間の関係としてではなく、国内的な「政治」のあり様に関するものと認識可能となる。すなわち、征服後に被征服民を含む複数の民族を公民として包括すべく統一された領域を「国内」とみなすならば、新たに形成された国内における政治が問題として浮上するのである。最後に、クルトワの議論における、力の行使としての万民法が、政治社会形成の後にまで潜在的に引き継がれるという卓越した解釈に、われわれは重要な示唆を受けている。その一方、彼が、EL 10-3 の征服の法をめぐる議論において、征服を境に万民法が「転倒」するとする解釈は、必ずしも適切ではない。モンテスキューの万民法の本質は、力の行使だけでなく、「力の一時停止」に関係づけられており、いわば、力の行使と不行使の運用に関係しているからである。この万民法の本質とテレルの解釈を合わせるならば、EL 10-3 の征服の法をめぐる思想は、征服を境として、万民法が「力の一時停止」として機能し、被征服民を奴隷化＝非公民化することは避けられるべきであり、そのためには、公民として更新された共同体のメンバーとなるべき被征服民にとっての有用性に基づいた「政治」を実現する必要があるという主張として解釈すべきことが理解されよう。

*

三人の研究者は、万民法という法学上の用語がモンテスキューの同時代に有していた意味の場を十分に検討していない。18世紀における万民法の意味は必ずしも自明なものではなく、モンテスキューの議論の独自性を知るためには、同時代に共有されていたであろう万民法の意味の場を求める必要がある。その上で、本論は研究者達の論じていない領域を取り扱う。彼らが論じていない領域は、ヨーロッパの歴史上の征服の実例と万民法の関係であり、具体的にはローマとゲルマンの支配の中にモンテスキューが見出している大きな差異である。また、研究者達は、『法の精神』において、シヴィルと万民法が対比的に用いられる点に注目しているとは言い難い。これらの点から、本論は予備的な作業として、モンテスキューの同時代における万民法の意味の場を検討した上で、次のような論証課題を設定する。すなわち、『法の精神』に現れた歴史上のローマとゲルマンの支配の差異に着目することによって、シヴィルと対比的に用いられる万民法の意味の本質を解明することである。この論証を通じて、フランスにおけるゲルマンの支配の歴史を通じたシヴィルと万民法の意味の場が明らかとなり、モンテスキューが認識したゲルマンの独自性、フランスの公民の法形成におけるゲルマンの影響力の

²² *EL 10-3*, Garnier, I, p. 150-151. 『法の精神』(上) p. 264.

²³ *EL 1-3*, Garnier, I, p. 12. 『法の精神』(上) p. 47.

きさが明確になるであろう。

『法の精神』のテキストに沿って論証を行うために、以下の手順を踏みたい。まず、モンテスキューの同時代に一定の影響を持ったボダンや自然法学派の人々が用いる万民法、彼らが万民法に与えた意味の場を検討する。自然法学派とモンテスキューの思想的違いについては近年も指摘されるところだが²⁴、われわれは、とりわけ万民法をめぐる両者の違いに注目する。万民法の意味の検討については、さらに、ローマ法の『学説彙纂』における万民法 *jus gentium* の意味とモンテスキューの用いる万民法の共通点を確認するだろう。そこから先は、論証課題に関わる部分だが、論証を行う前に、モンテスキュー研究におけるゲルマンの位置について簡単に説明する。従来、モンテスキュー研究においては、ゲルマンは権力分立の淵源、国制論に関連して議論の対象となる強い傾向があった。今回われわれが論及する、シヴィルと万民法の関係は、国制論の次元とは区別可能な、公民に関わる領域、公民の法をめぐる領域である。その後、『法の精神』EL 1-3, EL 10-3 を導入として、さらに、万民法に関連して先行研究が十分に取り扱うことのなかった EL 28 および EL 30 のテキストを読み解く。ここでは、力に関係づけられた万民法の支配領域の収縮に伴ってシヴィルの領域が拡大するダイナミズムが具体的に示される点を指摘し、モンテスキューが、万民法との関係においてフランスの歴史的な公民領域の拡張と公民の法成立に与えた解釈に踏み込む。以上のモンテスキューの思想の独自性を踏まえた上で、最後に、モンテスキューのシヴィルの意味を再考する。

3. 万民法 — ボダン、グロティウス、バルベイラック

万民法は、モンテスキューの同時代に、いかなる意味を持つ語として共有されていたのか。われわれは、ボダンと自然法学派の人々の思想を手がかりに検討することができるだろう。現代において、万民法 *droit des gens* とは、「国際公法 *droit international public* の同義語」、それも、若干廃れた同義語だとされる²⁵。確かに、フランス語の万民法 *droit des gens* は、16世紀のボダンの頃から、国際公法と理解可能な意味で使用されていた。ボダンは、万民法を「すべての国民あるいは少なくとも大部分の国民によって承認された人間の法」と定義しており²⁶、彼は主著『国家論六巻』の中で、ボヘミア王が特定人物への通行許可を与えなかった理由を「万民法」だとして、フランス王へ外交使節を通じて伝えた例を引用している²⁷。万民法という語が、

²⁴ フランスの現代の法制史家の講演において、モンテスキューが「自然法の理論家だったのか、実定法の分析者だったのか」という問題提起がなされ、四つの仮説が示される中で、ホップズ、グロティウス、プーフェンドルフらの自然法思想家の思想とモンテスキューの思想の差異が明快に説明されている。その一方、われわれの取り扱う EL 28 や EL 30 に関する封建制成立前のフランスの法形成や、万民法に関する論点は取り上げられていない。アルベラン（ジャン＝ルイ）『モンテスキューの作品における法と正義：法制史と法理論の交差する読解：Halpérin (Jean-Louis), *La loi et la justice dans les oeuvres de Montesquieu: lectures croisées en histoire et théorie du droit*』石井三記訳、名古屋大学法政論集、v. 247、2012年、p. 174-179。

²⁵ *Dictionnaire de philosophie politique et juridique*, PUF, 1996, article : Droit des gens, p. 174.

²⁶ 「人間の法 *divisio juris humani* は、万民法 *jus gentium* と公民の法 *jus civile* にわけられる。万民法は、すべての国民 *omnes populi* あるいは少なくともその大部分が一致して承認したことに存する」。Bodin, *Exposé du droit universel : Juris universi distributio* (1580), traduit par L. Jерphagnon, commentaire par S. Goyard-Fabre, notes par R.-M. Ramberlberg, PUF, 1989, p. 20-21.

²⁷ 「フランス王は、1557年ウィッテンベルク公への通行許可を拒否したボヘミア王マクシミリアンの弁明を良心的に受入れたが、マクシミリアンはそれ〔通行許可を与えること〕が、万民法 *droit des*

実際に16世紀のヨーロッパの主権者同士の慣習的なルールのニュアンスで用いられていたことが推察される。この意味は18世紀に継承されていたであろう。

一方の自然法学派は、カルネアデスの懐疑に対抗するために²⁸、自然法、万民法、公民の法の三つの法を理論的に再編する必要性に迫られていた。普遍的正義を、世界の諸国民の持つ法や習俗の多様性を理由に否定する懐疑主義的立場が、カルネアデスによって代表されていたものである。これによれば、法の基礎にあるのは有用性 *utilitas* であり、諸国民が各々の有用性にしたがって相互に異なる公民の法を持つだけであり、普遍的正義は存在しないということになる²⁹。この立場に対抗するため、自然法を普遍的正義として理論的に確立するだけでなく、さらに、万民法³⁰を自然法の陣容に加える理論の必要性が自然法学派の人々によって強く認識されていた³¹。自然法学派の代表的な論者の一人であるグロティウスは、そうした理論的要請に基づき、社会的欲求を持つ存在として人間を位置づけ³²、自然法を神に依拠しない合理的な法として打ち立てる³³だけでなく、万民法を自然法の部分として理論的に位置づけた³⁴上で、主権者間の「戦争への法 *jus ad bellum*」と「戦争における法 *jus in bello*」を『戦争と平和の法』の中で体系的に論じた。

バルベイラックは、グロティウスとプーフENDORFの翻訳・注釈で名を成し、自然法学派の一人として、18世紀のフランスの思想に大きな影響を与えた思想家だが、彼においては、万民法は自然法の一部とみなされるだけでなく、万民法から「力の行使」という要素が意図的に取り除かれる。バルベイラックは、万民法を力の行使に関係する意味から引き離し、力とは関係のないものであるかのように意図的に提示しようとさえする³⁵。万民法を力に関係づけることなく、自然法と同一視する姿勢は、国民 *nation* の関係を人間の社交性 *sociabilité* の延長

gens に違反するものだったからだ」とフランスの使節に対して説明し拒否していた (...)」。Bodin, *Les six livres de la République*, 1577, p. 40.

²⁸ Grotius, *op. cit.*, 1729, tome 1, p. 16, Discours préliminaires, § 17. 懐疑主義に対抗するグロティウスについては、以下を参照。Larrère (Catherine), *L'invention de l'économie au XVIII^e siècle*, 1992, PUF, p. 19, 27. 太田義器『グロティウスの国際政治思想』ミネルヴァ書房、2003、p. 104-109.

²⁹ カルネアデスの思想を、キケロとラクタンティウスの作品を元に再構成し、自然法否定論と自然法肯定論という二つの正義をめぐるトポスを紹介する論文として以下を参照することができる。中金聡『カルネアデスの講義－正義をめぐる二つのトポス』国士館大学政治研究、第1号、2010、p. 77-96とわりわけ、p. 80-83.

³⁰ グロティウス『戦争と平和の法』ラテン語版において、万民法は、“*jus gentium*” もしくは、“*jus gentium volutarium*” が用いられている。バルベイラックはこれらの語に、“*droit des gens*”、“*droit des gens arbitraire*” の訳語を充てている。Grotius, *De jure belli et pacis, libri tres*, Francoforte, 1626, I, I, § 14 および I, II, § 4, p. 10, p. 20. Grotius, *op. cit.*, 1729, tome 1, p. 74-75, p. 96, I, I, § 14 および I, II, § 4.

³¹ グロティウスだけでなく、ホッブズ、プーフENDORFにおいてもこの認識は見られる。Hobbes, *Elementa philosophica de Cive*, Caput. 14-4, Amsterdam, 1742, p. 358. Pufendorf, *op. cit.*, 1732, tome 1, p. 213, II, III, § 23.

³² Grotius, *op. cit.*, 1729, tome 1, p. 5, Discours préliminaires, § 6.

³³ Grotius, *op. cit.*, 1729, tome 1, p. 13, Discours préliminaires, § 11.

³⁴ Grotius, *op. cit.*, 1729, tome 1, p. 17, Discours préliminaires, § 18. グロティウスによれば、有用性 *utilitas* を元にして、多様な公民の法を盾に、カルネアデスが普遍的正義を懐疑し得たのは、カルネアデスが自然法の一部である万民法を認識していなかったからである。

³⁵ 例えば、バルベイラックは、プーフENDORFの『自然法と万民法』において、ローマ法のテキストから、力の行使に関する部分を (...) によって省略して転載するという恣意的な引用を行っている。Pufendorf, *op. cit.*, 1732, tome 1, p. 213-214, II, III, § 23, note (3).

ととらえるビュルラマキに継承され³⁶、自然法学派の特徴にすらなっていくだろう。

モンテスキューは、ボダン、グロティウス、そしてバルベイラック訳注のプーフェンドルフも実際に所蔵しており³⁷、彼らの万民法をめぐる議論を知っていたであろう。だが、モンテスキューは万民法によって、同時代の国際公法³⁸を表すだけではなく、主権者による戦争に関わるルールとして万民法を論じる³⁹だけでもない。『法の精神』において、時代を越え、ヨーロッパという地域を越えて、諸国民の法や習俗の多様性を取り扱い、それらの多様性を、政体論、風土論、一般精神等の枠組みを用いて合理的な説明対象とするモンテスキューにとって、万民法は、もはや懐疑主義への対抗理論上の重要性を持つものではなかった。万民法を人類普遍の自然法の陣営に理論的に組み込みことや、自然法の一部を構成する法として万民法を提示することにモンテスキューは腐心することなく、万民法から「力の行使」のニュアンスを取り除くこともしない。懐疑主義への対抗という自然法学者の理論的要請から解放されたモンテスキューは、万民法を単に理論的な対象としてではなく、ヨーロッパ内外の諸国民の実際の「力の行使」の仕方として認識し、万民法に新大陸の民族を含む様々な民族の固有の力の行使の仕方として人類学的な意味を与える。そして、ヨーロッパについては、歴史に関係づけられた万民法、万民法の歴史的な次元がモンテスキューの関心にあり、過去に覇権を確立したローマとゲルマンがモンテスキューの万民法をめぐる議論の大きな対象だったのである。ただし、モンテスキューは『法の精神』の中で、自身の万民法に関する議論を、自然法学派の人々の展開した万民法論を引き合いに出した上で、それとの比較として具体的に提示するわけではない。そのため、読者が『法の精神』を読む限りにおいて、モンテスキューが万民法に与えた意味や、万民法を用いた議論の独自性を看取することが困難であることも確かである。自然法学派の動向とは異なり、一貫して「力」に関係づけられるモンテスキューの万民法のニュアンスは、その淵源をローマ法に遡るものと言ってよく、われわれは、次にその点を確認するであろう。

4. ローマ法とモンテスキューの万民法

万民法の元となる語はラテン語の *jus gentium* ユース・ゲンティウムであり、これを分解すれば、*jus* は、「法」「権利」という意味を持ち、*gentium* の *gens* は、元はギリシャ語の *ἔθνος* (エスノス)、つまり「民族」「国民」という意味である。*gentium* はその複数形 *gentes* の属格である。したがって、ラテン語の万民法 *jus gentium* の意味するところは、「諸民族の法」「諸国民の法」になるであろう。フランス語の万民法 *droit des gens* は、元々、このラテン語 *jus gentium* の翻訳語である。ローマ法大全の一部を構成する『学説彙纂』⁴⁰*Digesta* の第一巻冒頭で提示され

³⁶ Burlamaqui, *Principes ou élémens du Droit Politique*, IV, I, § 2-3, 1784, p. 285-286.

³⁷ *Catalogue de la bibliothèque de Montesquieu à La Brède*, cahiers Montesquieu no. 4, 1999, p. 115, p. 117, p. 294.

³⁸ 同時代の国際公法の意味で、「今日われわれが従う万民法」「われわれの万民法」として用いる例は以下。EL 10-3, Garnier, I, p. 150『法の精神』(上) p. 264. EL 10-4, Garnier, I, p. 152『法の精神』(上) p. 267.

³⁹ 文明化された国民 *nations policées* における交戦のルール、宣戦布告、使節の使用、万民法による戦争終結等の、古典的な国際法につながるテーマは以下で論じられている。MP 1814, *Pensées Spicilège*, *op. cit.*, p. 560-561.

⁴⁰ モンテスキューは、法律家としてのキャリアの初期に相当する 1709 年から 1721 年にかけて、学識と経験を積む中で、『学説彙纂』を読み込み、個人的なノートを作成していたことが知られている。た

ている万民法 *jus gentium* の複数の意味について確認する必要がある。『学説彙纂』において、「万民法」とは、戦争を導入した法であるとされ、さらに、土地、建物、通商、売買等に関するリスト化された様々な制度⁴¹が、ローマ法における万民法の実定法的な意味として理解できる。

戦争を導入したのは万民法 *jure gentium* である、そして、諸国民を区別し、王国を設立し、領域を分け隔て、土地の境界を定め、建物を建立し、通商を、売ることを、買うことを、賃貸を、そして、その起源を公民の法 *jure civili* から引き出すものを除く、諸義務 *obligationes* を、万民法は設立した⁴²。

『学説彙纂』の他の法文では、さらに、戦争の後の被征服民の奴隷化、奴隷の解放といった、力に本質的に関係する事柄も万民法に属する領域とする⁴³。その一方で、自然の理性 *naturalis ratio* がすべての人間に確立した法としての万民法の意味を『学説彙纂』は収録している⁴⁴。この一貫性のない雑多な万民法の意味の収録は、『学説彙纂』が、ユスティニアヌス帝時代までに権威となっていたさまざまな法学者の文字通り学説集成であることによる。

モンテスキューが用いる万民法 *droit des gens* が、『学説彙纂』に表れている意味と三つの共通点があることを簡単に確認しよう。まず、一つめとして、モンテスキューは万民法をシヴィルなものに対置し、公民の法と分けて用いている点。上で引用した『学説彙纂』*Digesta*, 1, 1, 5では、万民法とは、「公民の法 *jure civili* から引き出すものを除く諸義務」と規定されていた。二つ目は、モンテスキューが万民法 *droit des gens* を「力 *force*」に関係する意味として一貫して用いている点である。これも、『学説彙纂』と共通点をもっている。『学説彙纂』*Digesta*, 1, 1, 4では、奴隷は、力による万民法によって導入および解放されることが述べられていた。モンテスキューは「万民法に依存する事物は、力によって、もしくは、力を一時停止することによって制御されうるといふ本性を持っている」と明確に述べている⁴⁵。最後に、三つ目として、モンテスキューが、諸国民共通の法として万民法を提起する点である。この意味はモンテスキューにおいて非常に限定され、彼の万民法論においては周知的なものであるが、比喩的に、万民法を各国民がそこでは一つの公民であるような法として、世界の公民の法 *droit civil de*

だし、『学説彙纂』冒頭の自然法、万民法、公民の法の導入に関する諸説が収録された部分について、豊富な記述は見られない。Montesquieu, *Oeuvres complètes*, tome 11 - *Collectio juris I*, Oxford, 2005.

⁴¹ Renoux-Zagamé (Marie-France), *Du droit de Dieu au droit de l'homme*, PUF, 2003, p. 21. 後期スコラ学派やジャン・ドマの法思想研究を専門とし、法思想史における万民法の世俗化の過程を論じているルノー・ザガメは、このような制度のカatalogとして提示される万民法を、「古典的万民法 *droit des gens classique*」と呼んでいる。

⁴² *Digesta*, 1, 1, 5, Hermogenianus, *Les cinquante livres du Digesta ou des Pandectes de l'Empereur Justinien*, traduit par Henri Hulot et Jean-François Berthelot, Metz et Paris, 1803, p. 42.

⁴³ 「奴隷の解放もまた、万民法である。(…) 奴隷の境遇にある人々は、力の支配下にあるのであり、解放奴隷は、そこから解放され自由になるのである(…) 隷属は万民法によって導入され、そして、隷属からの解放がそれに続いた(…)」*Digesta*, 1, 1, 4, Ulpianus, *ibid.*

⁴⁴ ある国民が法 *jus* をつくるとき、それはその国民に固有なものとなり、公民の法 *jus civile* と呼ばれる、なぜなら、それはすべての公民にとって固有のものとなるからである。しかし、自然の理性 *naturalis ratio* がすべての人間に確立した法があり、同様に、いたるところで遵守されており、万民法 *jus gentium* と呼ばれる、なぜなら、それは、すべての国民 *gentes* を義務づけるからである。*Digesta*, 1, 1, 9, Gaius, *ibid.*, p. 43.

⁴⁵ Montesquieu, MP 1814, *op. cit.*

l'universとして提起している⁴⁶。モンテスキューは、自然の理性と万民法を無媒介に結びつけることには慎重であり、自然の理性が確立したものとして万民法を明確に定義することはない⁴⁷が、諸国民共通の法的な枠組みを万民法によって示している。これらの『学説彙纂』に遡って確認できる万民法の複数の意味は、モンテスキューの同時代に共有可能なものとして確かに存在したのであり、モンテスキューは自身が用いる万民法の意味のバリエーションの基礎をローマ法に置いた上で、歴史的な次元において万民法を独自に追求する姿勢を明確にするのである。

5. モンテスキュー研究とゲルマン

ゲルマン法の領域で端的に言及の対象となるケース⁴⁸はあるにせよ、モンテスキューとゲルマンというテーマは、モンテスキュー研究の中ではデリケートな側面を持ち、必ずしも活発な議論の対象とはなっていないように見える。その理由は二つあると考えられる。一つめは、モンテスキューが、フランス人と自身の父祖としてゲルマン人を捉え、その習俗を積極的に称賛するだけでなく、ヨーロッパの同時代の国制をゲルマン人の習俗に関連づけて肯定するように見えることである。ゲルマン人を価値化する民族主義者としてモンテスキューが解釈される可能性は無いとは言えない。二つめは、アルチュセールの研究⁴⁹に典型的に示されるように、モンテスキューのゲルマンへの傾倒を貴族反動論と結びつける解釈が、現代においても一定の影響を持つ側面があるからである。その一方で、比較的最近は、ゲルマン人の習俗肯定の意図を持ってタキトゥスを強引にモンテスキューが解釈していたことを示唆する研究⁵⁰や、モンテスキューとゲルマンというテーマを、資料や政体論の次元で取り扱った優れた研究も数点存在している⁵¹。しかしながら、『法の精神』における、モンテスキューの公民に関する思想に関連づけて、ゲルマンを取り扱った研究は管見では存在しない。

本論は、『法の精神』のEL 28およびEL 30という、フランスの封建制成立以前の法と制度

⁴⁶ EL 26-1, Garnier, II, p. 168. 『法の精神』(下) p. 81.

⁴⁷ モンテスキューは自然の理性を万民法と無媒介に結び付けて提起することはないが、征服者が被征服者に対する支配を行う場合に、「自然の光の法」をもとに、征服後の力の不行使と被征服民に配慮した政治を説く(EL 10-3)。

⁴⁸ ゲルマン法史研究においては、EL 11-6で説かれる国制論の元となるゲルマン人の習俗を、スカンジナビア・ルネサンスとの関係で言及対象とする例がある。本格的な19世紀以降のゲルマン法研究の前史における「ゲルマン・イデオロギーの形成」の一部とモンテスキューはみなされている。村上淳一『ゲルマン法史における自由と誠実』東京大学出版会、1980年、p. 16-17.

⁴⁹ Althusser (Louis), *Montesquieu La politique et l'histoire*, PUF, 1959.

⁵⁰ Volpilhac-Augier (Catherine), *Tacite et Montesquieu*, Oxford, 1985.

⁵¹ Cox (Iris), *Montesquieu and the Theory of French Laws*, Oxford, 1983. Ellis (Harold, A.), *Boulainvilliers and the French Monarchy*, Ithaca, 1988. 川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』東京大学出版会、1996年、p. 101-105, p. 238-241, p. 299-303. 川出氏は、貴族と自由に関する優れた著作の中で、ゲルマニストであったブーランヴィリエの思想分析を綿密に行い、また、ゲルマン人によるヨーロッパ征服後へのモンテスキューの関心を読み取っている。ただし、征服後のゲルマン人による支配に関するモンテスキューの議論を、「権力変転の過程」「不断の抗争と対立における調和」「不協和の調和」と解釈し、権力の様態と政治的自由の問題として説明する立場をとっている。政治的自由との関係において、確かに市民的自由 [= 公民の自由: *liberté civile*] は論じられているものの、ゴシック政体ないし政体との関連で捉えられており、公民の法 *lois civiles* の成立プロセス、公民との関係について十分に触れられていないように見える。

を取り扱った部分を中心に、シヴィルと万民法の関係を論じることによって、モンテスキューとゲルマンという研究の新たな可能性についても、一定の示唆を与えることができると考えている。モンテスキューは、EL 1-3において、「国制の法と公民の法を分離しなかった」⁵²と宣言している一方で、EL 12-1においては、政治的自由との関係において、国制のレベルと、公民に関係するレベルを分ける必要を説いている⁵³。この点に着目すれば、ゲルマンを国制という側面から注目する重要性に加えて、公民、公民領域、公民の法というシヴィルな側面から論じる研究が追求可能なものとなるだろう⁵⁴。モンテスキューが、ゲルマン起源の「国制の法」論にとどまらず、フランスにおけるゲルマン起源の「公民の法」の成立に関心を集中させ、その成立の過程を、シヴィルと万民法の対比から論じることに注目する必要がある。従来、モンテスキューの万民法について検討される場合は、とりわけ征服に関係するEL 10や、法の定義に関するEL 1への言及に集中する傾向がある。われわれは、まず、EL 1における、自然法、万民法、公民の法の導入部分を確認した後、EL10を経て、万民法との関係で従来研究されることの極めて少なかったEL 28、EL 30の内容に独自に注目し、フランスの公民の法形成の歴史との関係において、万民法が用いられる注目すべきケースについて説明を加えよう。

6. 『法の精神』 第1編 — 自然法、万民法、公民の法という三つの法

モンテスキューは、EL1-1において、法を「関係としての法」として定義した後、EL1-2「自然の法について Des lois de la nature」と題された章を置いている。著者はここで、フランス語の条件法という、事実ではなく可能性として事柄を取り扱う場合に用いられる時制を一貫して用いて自然状態を推量的に描いている。弱さ *faiblesse* の感覚を持ち続ける人間は、争いの状態に陥ることはないだろうとモンテスキューは仮定している。時系列として自然状態を展開するモンテスキューが、自然状態の展開にあわせて、あくまで条件法を用いて叙述している4つの自然法 *loi naturelle* とは、平和の法、自己保存のために自分を養うように促す法、男女両性の結びつきの法、そして、社会において生活しようとする欲求による結合の法であろう。だが、続くEL1-3「実定法について Des lois positives」では、一転してその叙述から条件法は取り除かれ、人間は弱さの感覚を失い、複数の人をその構成要素として築かれた個々の社会が「力 *force*」を感じはじめるとされる。そこで、万民法が導かれるのである。個々の社会が「力」を感じるという表現は比喩的なものであるが、集合的な生を営むにしたがって、まず集合としての「力」が形成され意識されはじめ、その後、個々の構成員が、集合から再帰的に「力」の意識を受け取るとモンテスキューは解釈している。その結果が、国民対国民 *nation à nation*

⁵² EL 1-3, Garnier, I, p. 13. 『法の精神』(上) p. 49.

⁵³ EL 12-1, Garnier, I, p. 201. 『法の精神』(上) p. 342.

⁵⁴ 政治的自由を国制 *constitution* との関係において考察するEL 11においては、有名なEL 11-6において、ゲルマンの習俗に関連づけてイギリス国制論に言及されていることから、当然、国制とゲルマンの関係が注目されてきた。これに対して、政治的自由を「公民との関係」において解説するEL 12においては、フランスやイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国に関する言及は非常に限定的である。そのため、「公民」「公民の法」との関係においてゲルマンが注目の対象になりづらかったと言えよう。その一方、公民の法とゲルマンの関係、フランスにおける公民の形成過程とゲルマンの関係は、EL 28およびEL 30で論証されていると解釈することは不可能ではない。

の戦争状態と、個人間の戦争状態という二つの戦争状態である。

これらの二種類の戦争状態が、人間たちの間に、法 *les lois* を設立させる。これほど大きな惑星の住人としてみなされる場合、つまり、相異なる諸民族 *peuples* が存在するのは当然であるとみなされる場合、彼らは、これらの民族が相互に持つ関係にしたがって法を持つのであり、それが、万民法 *droit des gens* である⁵⁵。

法 *les lois* とは、これらの戦争状態から引き起こされるものであり、そして、真っ先にモンテスキューが導出するのが、「力」の感情を持つ相異なる民族間における関係にしたがって設立される万民法 *droit des gens* なのである。この万民法は、必ずしも戦争状態を終結させたり恒久的な平和をもたらしたりするものではない。「民族が相互に持つ関係にしたがって」設立されるものであるから、力の行使と不行使にかかわるあらゆる関係の法と考えるべきであろう。そして、万民法が先行して導入された後に、社会内部で自分の「力」の感覚を持ち、相互に「力」を行使するようになった、個人レベルの戦争状態を中断させ個人レベルの関係を適正化する動機によって導入されるのが、「国制の法」であり「公民の法」であるように見える⁵⁶。われわれは、先に引用した EL1-3 の続きを以下に引用しよう。

一つの維持されるべき社会の中で生活する者としてみなされる場合、人々は、支配する者が支配される者との関係における法を持つが、それは国制の法 *droit politique* である。すべての公民が相互に持つ関係において、さらに彼らは法を持つが、それは公民の法 *droit civil* である⁵⁷。

このモンテスキューの説明から、支配と被支配は、いわば社会内に閉じられた仕組みであり、民族間の集団レベルの力の行使と不行使には関係づけられていないことが分かる。社会の外の、民族間の戦争状態を中断させることができるとすれば、それは、万民法しかないということである。

7. ゲルマン人の独自性

ゲルマン人の征服型の支配の中で、万民法を離脱して、公民領域が拡張されるプロセスを見る前に、EL 10-3 におけるモンテスキューの言葉を確認しておきたい。ゲルマン人たちも、征服後に征服者として振舞わなかったということではない。征服者として振る舞いながらも、被征服民を隷従から解放し自由にする領域を残していたとモンテスキューは主張するのである。

人民を隷従させる征服者は、彼らをそこから離脱させるための手段を常に自分の手に留保し

⁵⁵ EL1-3, Garnier, I, p. 11. 『法の精神』(上) p. 46-47.

⁵⁶ あくまで『法の精神』内の叙述の前後関係である点に注意されたい。モンテスキューが、民族間の戦争状態とそれに関係する万民法が時系列的に、より以前に導入されたと明瞭に示しているのではない。万民法の設立と、国内的な政治結合の形成、政府設立は、ほぼ同時と見ることも可能である。両者の前後関係は、『法の精神』の叙述からは、必ずしも明確でない。

⁵⁷ EL 1-3, *ibid.*

ておかなければならない（その方法は無数にある）。

わたしはここで曖昧なことを言っているのではないのだ。われわれの父祖は、ローマを征服したとき、このように行動したのである。戦火の中で彼らは法を作ったが、戦闘の中で、激情の中で、勝利の慢心の中で、彼らは、その法を穏和にしたのである。彼らは過酷な法律を作ったが、それを公平なものにした⁵⁸。

『法の精神』全編のテキストの中でも異彩を放っているこの部分は、あたかも、モンテスキュー自身とフランス人の父祖としてのゲルマン人の征服を、懸命に弁護しようとしているようにすら見えるであろう。なぜ、ゲルマン人の征服型の支配を弁護可能なものと主張しうるのだろうか。これは、いかなる根拠によるものなのか。実は、『法の精神』には、この主張を受ける部分は明瞭に読者に分かるように設けられてはいない。だが、モンテスキューが「法によって歴史を解明し、歴史によって法を解明する」(EL 31-2)と主張していたことに着目するならば、彼は、『法の精神』の中で、フランスにおけるゲルマン人の征服型の支配の、とりわけ征服後の法のあり様を歴史によって解明すべく取り扱っているはずである。上に示した著者の主張の根拠は、『法の精神』に収録された部分から読者が読み解くべき領域であるといってよい。われわれは、この読み解きを、万民法と公民領域、万民法と公民の法との関係に着目しながら、EL 28とEL 30を中心に行いたい。そこに、長い時間をかけて形成されるフランスの公民の法の形成史、ローマとは異なるゲルマンの習俗と万民法をもとに形成されるフランスの制度が見出されよう。

モンテスキューにとってのゲルマン人とは、野蛮人 *barebare* であったが、決して未開人 *sauvage* ではなかった。その違いは、未開人が、理由はどうであれ集合することのできない人々であり、それに対して、野蛮人は、集合をなすことが可能な人々、すなわち、一定のまとまりを成し政治的な議論を交わすことが可能な人々だということに存する。

未開人と野蛮人との間には、前者は散在する小規模な国民 *nations* であり、何らかの個別の理由から相互に集まることができないのに対し、野蛮人は一般的に、相互に集まることのできる小規模な国民 *nations* であるという違いがある⁵⁹。

未開人は、いわば、部分的にでも集団的な「力」の意識を持つ段階まで到達していない人々である。彼らは集合できないことから、当然、政治体を形成することができない。この事情は、『法の精神』の他の箇所においては、地理的ないし気候的な原因によって説明されているように見える⁶⁰。さらに未開人は、集合できないだけでなく、「価値の指標」 *signes des valeurs* をも持っていないことから、勤勉さもなく、技術学芸もない人々⁶¹だとモンテスキューはみなしているのである。

野蛮人は、それとは明確に異なる。一定の集合体ないし政治体を形成可能であるか、実際に形成している人々である。古代のゲルマン人は、その野蛮人の一角をなす存在である。言い換

⁵⁸ EL 10-3, Garnier, I, p. 152. 『法の精神』(上) p. 266.

⁵⁹ EL 18-11, Garnier, I, p. 308. 『法の精神』(中) p. 124.

⁶⁰ *ibid.*

⁶¹ EL 21-2, Garnier, II, p. 20. 『法の精神』(中) p. 226.

えれば、EL 1-3「一つの万民法を持つ」と言われているイロコイ人と同様のレベルにおける、民族固有の万民法保有者が、ゲルマン人なのである。「力」の意識を持ち、その行使と不行使のための、民族固有の仕方を備えている人々である。だが、小さな集合を形成するとどまる野蛮人は、力の意識を、その社会から再帰的に少ししか受け取ることのできない人々と理解できるだろう。そして、力の行使の可能性を留保しているゲルマンの諸民族は、一定のまとまりをもった集合として生活する一方で、沼や湖や森という地理的な条件によって棲息地が分割されていた。そして、この点がもっとも重要な点なのだが、ゲルマン人自身が分離されている状態を好んでいたことを、モンテスキューは『ガリア戦記』をもとに述べている。

これらの諸民族〔ゲルマン諸民族〕は、沼沢、湖水および森林によって分割されていた。彼らが相互に分離されるのを好んでいたことは、カエサル62の著作においても示されている。彼らがローマ人に対してもっていた恐怖が彼らを相互に結合させた63。

ゲルマン人が相互に分離され独立を保ちながら生活することを求める一方で、ローマ人の力の行使に抵抗し、自らを保存するために、ゲルマン人の諸部族が集合し、集合としての力の行使に訴える構想を持っていたことが分かる。これは、潜在的な「力の行使」として理解すべきものである。ゲルマン人は、ゲルマン人内部の民族相互の争いや諍いの範囲で行使する「力」とは別の次元として、ゲルマン人の諸民族が一体として行使可能なより大きな「力」のレベルが存在することを認識し、ローマへの抵抗として、その力の行使を構想していたことを意味する。より具体的にゲルマン人の古代の状態について述べている EL 18 から分かることは、彼らが、土地を所有せず、土地分割とも関係がなく、「掠奪」に頼っていたことだ。これが力の行使の実態であった。掠奪への高い依存度が、万民法による支配領域が多いことを意味し、公民の法による支配領域が少ない人々として特徴づけられている。

(…)彼らは狩猟のため、漁猟のため、家畜の飼料のため、奴隷の掠奪のために、頻繁な戦争の機会を見出すだろうし、土地をまったく持たないので、公民の法 *droit civil* によって決定する事柄が少ない分だけ、万民法 *droit des gens* により制御する事柄を多く持つだろう64。

万民法の支配領域の大きさと、公民の法の支配領域の小ささという点にわれわれは注目したい。土地の所有と公民の法が関連づけられていることにもまして、この力の行使に関連づけられた万民法の大きな支配領域、そして、より限定的な公民の法の領域という関係は重要であろう。同時に、ここには、万民法による支配領域とシヴィルな領域が反比例の関係にあることが示されているのである。

62 「部族にとって、自分の周囲をできるだけ広く荒廃させて国境を無人にして置くことは最大の名誉である。隣りが土地を逐われて去り、近くに誰も住もうしないのを、武勇のしるしとしている。同時にこれで不意の進入を受ける恐れがなくなり、一層安全と思っている。」カエサル『ガリア戦記』VI-23、近山金次訳、1964年、岩波文庫、p. 203。

63 EL 28-2, Garnier, II, p. 210. 『法の精神』(下) p. 145.

64 EL 18-12, Garnier, I, p. 309. 『法の精神』(中) p. 125.

8. 『法の精神』第28編と第30編⁶⁵—公民の法の形成史と、属人法、農奴解放、決闘裁判

モンテスキューは、刑罰のあり様、集会や合意形成のあり様、裁判のあり様、農奴の解放に関する幅広い法史料⁶⁶をもとに、公民領域の拡張を説明していく。ここでわれわれが確認するのは、国家と国家の力の行使のレベルではなく、あくまで征服後に形成された領域において、ステータスの異なる人と人との間の力の行使、公民としての相互関係に関わる領域である。

ゲルマン人による征服後、一直線に、力の行使によって制御する万民法の領域が収縮し、公民領域の拡張が達成される方向で事が進んだわけではなかった。一部のゲルマン民族の王の中には、被征服民の隷属化を、「ローマの法 *lois romaines*」の継受として主張する者がいたのである。それは、イタリア王テオドリックの例である⁶⁷。彼らと競合する立場にあったフランスのゲルマン人支配者も同様であった。そして、「数世紀の間に、農奴身分 *servitutes* が驚くほど広がった⁶⁸」。だが、その一方で、属人法の領域があり、「フランク族はフランク族の法によって、アラマン族はアラマン族の法によって、ブルグンド族はブルグンド族の法によって、ローマ人はローマ人の法によって裁かれた」⁶⁹。そして、それは、これらの野蛮人たちの法が一定の領土に結び付けられていなかったことによるのである。

公民の法の形成の第一の要素は、この属人法の運用と言ってよい。モンテスキューは属人法の運用の源泉を、「ゲルマン諸民族の習俗」に求めている。すなわち、「沼沢、湖水、森」によって分割されていたゲルマン人が、「相互に分離されるのを好んでいたこと」に求めているのである。そして、この法運用は、まったくローマの法とは関係のない次元において説明されるものである。

属人的な法の精神 *esprit des lois personnelles* は、これらの民族がその国を出る前に彼らのもとにあったのであり、彼らはそれを征服地において保持したのである⁷⁰。

属人法の運用は、ゲルマン諸民族が元々持っていた法運用に求められ、彼らが征服したローマ世界に持ち込まれたと解釈されていることは明らかである。モンテスキューが、なぜ、属人法の運用をゲルマン起源とするだけでなく、属人法の運用そのものを肯定的に評価するのか考察する必要があるだろう。鍵となるのは、「公民」である。前提となるのは、ゲルマン人が支

⁶⁵ EL 28、EL 30 は、モンテスキューの『法の精神』執筆の段階では、最も遅く着手された部分である。1748年1月から3月頃にかけて「フランスの公民の法 *lois civiles* の起源と変転」に関する EL 28 が集中的に執筆され、その後、「封建法 *lois féodales* に関する二巻」として EL 30 および EL 31 が執筆されたと推測できる書簡がある。『法の精神』出版は1748年11月である。*Lettre de Montesquieu à Cerati*, De Paris, 28 mars 1748, *Oeuvres complètes de Montesquieu*, Nagel, tome 3, 1955, p. 1116-1117.

⁶⁶ EL 28 および EL 30 というフランスの法制史に独自の検証と解釈を加える部分の執筆に関して、モンテスキューは、プーティリエ *Boutillier, Jean* の慣習法集成や各種の法令集等、実に幅広い法史料を執筆のコーパスとして用いている。EL 28、EL 30、EL 31 の三つの巻で使用された史料は、以下にリスト化されている。Cox, *op. cit.*, p. 82-85.

⁶⁷ テオドリックは、奴隷の確保や掠奪を正当化するために、自分が「ローマの法」を継受するという明確な主旨の手紙を書いているという。EL 30-11, Garnier, II, p. 310. 『法の精神』(下) p. 301.

⁶⁸ EL 30-11, Garnier, II, p. 309. 『法の精神』(下) p. 301.

⁶⁹ EL 28-2, Garnier, II, p. 210. 『法の精神』(下) p. 144-145.

⁷⁰ *ibid.*, 『法の精神』(下) p. 145.

配領域で採用した属人法主義の、個々の民族の法は、各民族の一人一人にとっての「公民の法」であったということである。相異なる民族出身の各公民が、「自分を公民として取り扱う法＝属人法」を選択し、裁かれることができたということの意味する。裁判当事者が出頭すると、「汝はいかなる法のもとに生きるや」と質問を受け、それに対して「所属法の表明 *professio iuris*」をすることができたという⁷¹。カペー朝のはじめまでの時代に農奴身分が広がる一方において、すでにフランク族の支配下に入っていた地域においては、属人法の運用が実際になされ、被征服民が自分の民族の公民の法によって、公民として取り扱われる仕組みが整備されつつあったと理解することができるだろう。

『法の精神』で説明される、ゲルマン人の最初の征服後からカペー朝初期までのヨーロッパにおける支配の流れは以下のように整理できるだろう。最初の征服後、まず示談に応じて一定の公民の法による支配を認めたが（EL 30-11）、争いは収まらず、万民法による全方位的な力の行使の状態がまた生じた（EL 30-11）。フランク族の一部ではサリカ法を見ると、公民領域の拡張を認める動きが看取される（EL 28-4）。裁判における属人法の運用によって被征服民を含む諸民族が公民として扱われる状況が形成していた（EL 28-2）。だが、これは既存の被征服民に対する措置でしかなく、並行して、ゲルマンの諸王が「ローマの法」の下に掠奪と被征服民の隷属を正当化する状態は続き、ローマ的な万民法の運用が慣用化し、フランスでもカペー朝初期まで続いていたとされる。その結果、驚異的な数の農奴がフランスに見られた（EL 30-11）とモンテスキューは結論づける。

公民の法の形成の第二の要素とみなしうる農奴の解放については、このような支配の流れに沿って理解する必要がある。フランスの法制史研究を参照することが許されるならば、われわれは、カペー朝初期までに大規模に広がっていた農奴 *serf* が、13世紀までに様々な地域で集団的に解放され、農奴の数が一挙に減少した歴史的事実を知っている。オリヴィエ・マルタンによれば、フランス中世において奴隷に相当するほとんど単一の社会的身分であった農奴は、地方の開墾の必要性和都市への農奴の流出を防ぐために、個々の領主の判断と方法によって解放され、それが大規模な現象をなした⁷²。モンテスキューも、大規模な農奴解放という事実には彼自身の史料研究によって十分に通じていた。

第三家系の初めにおいては、下層民 *bas peuple* のほとんどすべては、農奴 *serf* であった。幾つかの理由によって、領主たちは農奴を解放するよう余儀なくされた。

領主たちは、彼らの農奴を解放するにあたり、財産を与えた、これらの財産の処理を規制するために、農奴たちに公民の法 *lois civiles* を与えなければならなかった⁷³。

農奴の解放の理由は細かく説明されているわけではない。「幾つかの理由によって」と説明

⁷¹ EL 28-2 において、モンテスキューが所属法の表明 *professio iuris* によって、自由に自分が裁かれる法を選択してきたと述べている点については、研究者によって部分的な誤りが指摘されている。Olivier-Martin, *Histoire du Droit français des origines à la Révolution*, Domat Montchrestien, 1948, Reprint CNRS, 1990, (12), p. 14. 邦訳『フランス法制史概説』塙浩訳、創文社、1986年、p. 24. 久保正幡『西洋法制史研究 フランク時代におけるゲルマン法とローマ法』岩波書店、1952年、p. 348-354.

⁷² Olivier-Martin, *op. cit.*, (184-189), p. 246-256 とくに p. 255. 邦訳 前掲書、p. 370-384 とくに p. 382-383.

⁷³ EL 28-45, Garnier, II, p. 279-280. 『法の精神』（下）p. 255. 邦訳では財産に関わる法のニュアンスを重視して「民事の法律」と訳している。

されるにとどまっている。だが、解放された農奴に対して、公民としての固有の財産処分を規制する公民の法 *lois civiles* が与えられたと述べられていることは重要である。カペー朝初期までに、「万民法の慣用」によってフランスに増大し続けた農奴は、様々な理由により、領主たちの独自の意志をもって集団的に解放され、解放された農奴には、公民の法が与えられたのである。

公民の法の形成に関係する第三の要素は、決闘裁判 *combat judiciaire* である。それは、属人法、農奴の解放による公民の法の拡大とともに、われわれが目すべき制度であり、正義を争うために当事者間で決闘を行い、審判を下す裁判方式である⁷⁴。まず、ゲルマン人が金銭刑の運用を重視していた点について、モンテスキューが述べる部分を確認しよう。

われわれの父祖ゲルマン人は、金銭刑しかほとんど認めなかった。この自由な戦闘者たちは、自分たちの血が武器を手にしたときにだけ流されるべきだと考えていた⁷⁵。

自由な戦闘者であるゲルマン人は、力の行使を辞さない人々であったが、力の行使の影響の及ぶ範囲を強く限定する人々であったとする解釈である。この部分の見方を転じれば、ゲルマン人が独自の力の行使の仕方を習慣として有するということであり、また、ゲルマン人の争いの後の独自の紛争処理のあり様が評価の対象となっていることを意味する。この力の行使の仕方が決闘裁判へと引き継がれると見ることができるだろう。

ある戦争が起き、一方が打ち合いの手袋を与えるか受けるかすると、戦争の法 *droit de la guerre* は終結した、双方が、正義 *justice* の通常の流れに従うよう望んでいると考えられたのであり、仮に、一方の者が戦争を続けようものならば、損害を償うよう宣告されたであろう。こうして、決闘裁判の手続きは、それが、一般的な係争を個別の係争に転換し、法廷に力を回復させ、そして、もはや万民法 *droit des gens* によってしか支配されていなかった人々を、シヴィルな状態 *état civil* に戻すことができるという利点をもっていた⁷⁶。

万民法とシヴィルな状態（公民状態）の明瞭なコントラストに注目されたい。これを言い換えれば、力の行使に関わる万民法とシヴィルとのコントラストである。この裁判における決闘は、一方による他方の一方的征服や力による支配ではなく、特別な法的機能を持つと解釈されている。「打ち合いの手袋を与えるか受けるかする」という象徴的な行為の中に、ゲルマン人は「力」の行使の一時停止を相互了解のものとする法的習慣を有していた、ということである。ここに、明確な一線が引かれていることに注意しなければならない。一見、力と力のぶつかり合いの要素を持つ決闘裁判を、一方の他方による圧倒的な力による支配や、相手を屈服させ奴隷＝非公民の状態に貶めるところまでを視野に入れた力の行使と誤解してはならない。モンテスキューが評価しているのは、「打ち合いの手袋を与えるか受けるか」した時点で、決闘後のすみやかな「力の不行使」が相互了解され、当事者である両者のシヴィルな状態を回復させ

⁷⁴ 決闘裁判については、以下に優れた解説がなされている。山内進『決闘裁判』講談社、2000年、特に p. 128-178。

⁷⁵ *EL 6-18*, Garnier, I, p. 102. 『法の精神』(上) p. 192.

⁷⁶ *EL 28-25*, Garnier, II, p. 243-244. 『法の精神』(下) p. 197.

る平和へ向けたプロセスがスタートしていることである。このような決闘裁判が、貴族同士においてだけ行われた慣習ではなかった点はさらに注目すべき点である。より広い公民の領域をカバーした方式であったからこそ、モンテスキューは評価する。女性や十五歳以下の人々は決闘裁判に訴えることはできなかったが、農奴 *serf* 同士の決闘裁判も存在したし、「農奴は、領主の特許状または慣行によって、すべての自由人と決闘することができた」⁷⁷。と同時に、何が不正なことと社会的に認知され、何に対して異議申し立てができたのかに注目する必要がある。

モンテスキューは、決闘裁判の動機に注目する。裁判の心理的ないし精神的な動機の元となる「体面 *point d'honneur*」がそれである。体面については、EL 28-20 と EL 28-21 の二章があげられており、そこでは、体面を重んじるゲルマン人が不名誉と受け取るような性質の事柄が述べられる。具体的には、「嘘を言った」「盾を捨てた」等の非難を受けることが挙げられている。そして、裁判において、訴追者が具体的に相手を訴追する内容を宣言し、その宣言に対して、被訴追者が「嘘を言った」と答えた場合には、裁判役 *juge* によって決闘裁判が命じられたと説明されている⁷⁸。ゲルマン人であろうとなかろうと、平民も農奴も、このようなゲルマン人の体面に基づいた名誉と不名誉の価値判断によって、決闘裁判を行ったということである。われわれは、自身の身を守るためにやむを得ず公民の命を奪うに至った奴隷が、殺人犯として扱われる法をプラトン『法律』⁷⁹に見出すモンテスキューの論を想起したい。「自然的な防衛 *défense naturelle* を罰する公民の法 *loi civile*」と表現されていた⁸⁰。『法律』で語られる公民の法の、まさに反対に位置するのが、決闘裁判という法制度である。決闘裁判こそは、体面を重んじるゲルマン的な習俗を価値参照系として、他者の力によって身体に不当に危害を加えられることに異議を唱える権利を認めることにより、自然的防衛という「自然法」を公民のみならず農奴にも実現させる仕組みと言ってよい。一見、力のぶつかりあいである公的な場で行われる決闘を経由した後に、双方が相互に体面を保持し、相互に不当な力の及ばない「シヴィルな状態」に拘い取られることを可能にする一審制を原則とする裁判、これこそ、ゲルマン人の習俗を継承しつつ、公民領域の拡張にモンテスキューが功績を求めた決闘裁判という制度であった。だが決闘裁判は、ローマ法の復活を機に13世紀以降に急速に衰退するものであることも、モンテスキューは検証している⁸¹。

われわれは、EL 10-3に見た、フランス人の父祖としてのゲルマン人の征服を弁護する言葉と、「法によって歴史を解明し、歴史によって法を解明する」(EL 31-2)という言葉の関係の可能性を追求してきた。以上述べてきたように、モンテスキューが『法の精神』のEL 28とEL 30で論じるゲルマン人の独自性としての属人法の運用、農奴の解放と公民の法の付与、そして決闘裁判の運用という三つの要素が、その関係を支持する大きな理由となる可能性を主張したい。およそ6世紀から13世紀までの時代に生じた法に関わるこれら三つの歴史的事象に

⁷⁷ EL 28-25. Garnier, II, p. 244. 『法の精神』(下) p. 198.

⁷⁸ EL 28-20. Garnier, II, p. 237. 『法の精神』(下) p. 187.

⁷⁹ プラトン『法律』869D、森進一他訳、1993年、岩波文庫、下巻、p. 204.

⁸⁰ EL 26-3, Garnier, II, p. 169. 『法の精神』(下) p. 83.

⁸¹ ルイ九世によって、「決闘することなしに虚偽であると非難する慣行 *l'usage de fausser sans combattre*」が導入された。これをモンテスキューは「革命 *révolution*」と表現する。そして一審制で全てが解決していた決闘裁判に代わり「上訴 *appel*」が導入されるが、モンテスキューはこの上訴を「決闘への挑戦」と表現する。EL 28-29, Garnier, II, p. 256. 『法の精神』(下) p. 218 および EL 28-30, Garnier II, p. 260. 『法の精神』(下) p. 223.

において、万民法の支配領域の収縮に伴ってシヴィルな領域が拡大していく、万民法とシヴィルのダイナミックな関係を見出すことができるのである。

9. 国家間のシヴィルな関係

補足として、ヨーロッパの国家間関係に認められるシヴィルが、力に対立的に述べられている点を確認しよう。われわれは、モンテスキューにおけるシヴィルが、征服後の公民領域の拡張として、力の行使に関わる領域との関係において理解できることを確認した。国家間においても、力の行使の表象である戦争に対立する、民事的あるいは非軍事的という意味のシヴィルを認めることが可能である。

歴史を思い出すならば、この四百年ヨーロッパにおいて起きた大きな変化をもたらしたのは、戦争ではまったくないということが分かるだろう。結婚、相続、条約、王令、要するに、シヴィルな諸措置 *dispositions civiles* によって、ヨーロッパが変化し、また変化したのである⁸²。

モンテスキューが「この四百年」と表現するのは、およそ14世紀から18世紀の期間を指すものであろう。ここで用いられているシヴィルは、「公民的な」「民事的な」「非軍事的な」いずれでも訳すことが可能なニュアンスを備えている。比喩的な意味で、ヨーロッパという「政治社会」の中にある各国民を「公民」と捉えた場合には、公民に関係するというシヴィルの語源的な意味を認めることが可能だけでなく、「民事的」さらには、軍事に対置された「非軍事的」というニュアンスのシヴィルであろう。このシヴィルが、四百年という歴史を持つ点も重要である。モンテスキューの見る四百年来のヨーロッパ内の国際関係、すなわち、戦争の外にある一定の歴史性を持った国家間の多様な関係領域は、万民法 *droit des gens* によって表現されるのではなく、シヴィルな価値として表現されている点に強い注意を喚起する必要があるだろう。

10. 万民法 — 世俗化された力の領域、戦争後の法 *jus post bellum*

現代の研究を元に抽出した論証課題に沿って、われわれは、モンテスキューのシヴィルと万民法の関係について考察してきた。過去においてモンテスキューにおける万民法 *droit des gens* に着目する研究が少なかった理由は二つあるだろう。その一つは、既に確認したようにモンテスキューの万民法が、独立した最高の主権を有する国家間の規範という国際法の性質に限定されない多くの意味を持つからである。二つめには、万民法がことさらに力に関係づけられた、歴史における特定の事象を示すものに見えるからであろう。モンテスキューの万民法は、とりわけ二つの征服型の支配、つまり、ローマの支配とゲルマンの支配の説明において用いられていた⁸³。『法の精神』の中で述べられる万民法を断片的に知る限りでは、モンテスキューに

⁸² Montesquieu, *Réflexions sur la Monarchie Universelle en Europe*, édition de Catherine Volpilhac-Auger, Gallimard, 2008, p. 258.

⁸³ 万民法は、ローマ人において公民を絶滅し奴隷化することを辞さない過酷な法として示され、ゲルマン諸民族のヨーロッパ征服後の過酷な争いを表現する語として用いられる。EL 10-3, Garnier, I, p. 150-151. 『法の精神』(上) p. 264. EL 30-11, Garnier, I, p. 309. 『法の精神』(下) p. 300.

おける万民法は、あたかも歴史上に現れた最も深刻な暴力の見本であるかのごとくである。それが、古ぼけた、むきだしの力の支配を代弁するもの、到底、法などとは呼べないようなものを、法 *droit* として表現しているように見えたとしても、故なきことではない。

だが、モンテスキューの万民法論を検証してきたわれわれは、それが一貫性を持って提示される、「力」の行使と不行使に関わる法であることを改めて認めるであろう。そして、その万民法は、完全に世俗化された力の領域である。モンテスキューの万民法とは、言ってみれば、勝者による一方的な支配の拡大と、それにとまなう「国内」支配の有り様に関係している。彼の関心は、征服後の、いわば勝者の一方的な支配がいかに最適化されるのかという事柄に向いており、征服者による総合的な政治が問題になっていると言い換えてもよい。そのような限られた意味においてはあながち、モンテスキューに「戦争後の法 *jus post bellum*」を論ずる思想家を見出すことも可能である⁸⁴。被征服民の奴隷化＝非公民化について、一見、自然法を場当たり的に用いて批判しているように見えるモンテスキューは、被征服民の利益に配慮した政治を実現することによって、シヴィルな領域が拡張されると同時に、万民法による力の支配領域が収縮すると考えるのである。このようなモンテスキューの主張は、彼の「征服後」「戦争後」に関する一貫した強い問題意識から来る戦後処理論の性格を持つものであり、被征服民の取り扱いという限定的なものであるが、その主張は、戦争後の法に関する議論として注目される傾向にある⁸⁵。

11. 結び — モンテスキューのシヴィル再考

最後に、モンテスキューにおけるシヴィル *civil* という冒頭で示した論点についても一定の結論を導きたい。『法の精神』において、シヴィルが、「公民の」「民事の」「文民の」という意味を帯びることはすでに紹介した。これに付け加えて、シヴィルは、公民として、力の影響を免れていることを示す意味がある。ローマに関して「シヴィルな状態 *état civil* の中で、残酷であるならば、人は、どのようにして穏和さを、そして、自然的な正義を期待することができるだろうか」⁸⁶とモンテスキューは問いただしていた。モンテスキューのシヴィルは、各公民を、他の公民の力の支配から免れさせる仕組み⁸⁷を持つことが前提とされているのである。

シヴィルに対応する公民 *citoyen* は、『法の精神』において三つある。ラレールによれば⁸⁸、政体に応じて公民 *citoyen* の意味は異なり、一つめは、共和政の公民である。権力を構成し、

⁸⁴ この語はモンテスキュー自身の用いたものではないが、戦後処理において正義を達成する法的プロセスを追求する現代の国際法の領域で使用されるものである。

⁸⁵ EL 10-3 をもとに、モンテスキューの論を戦争後の法 *jus post bellum* として位置づけようとする現代の研究がある。Alexis Blane and Benedict Kingsbury, « Punishment and the *ius post bellum* », p. 241-265 in *The Roman Foundations of the Law of Nations : Alberico Gentili and the Justice of Empire*, edited by Benedict Kingsbury and Benjamin Straumann, Oxford, 2010.

⁸⁶ Montesquieu, *Considérations sur les causes de la grandeur des Romains et de leur décadence*, édition de Catherine Volpilhac-Augier, Gallimard, 2008, p. 168-169.

⁸⁷ EL 11-6 でモンテスキューが展開する「政治的自由」の論との関係に注意したい。政治的自由とは「ある公民が他の公民を恐れることがない」という状態に関係づけられるものである。EL 11-6. Garnier, I, p. 169. 『法の精神』(上) p. 291.

⁸⁸ Larrère (Catherine), « Le civique et le civil - De la citoyenneté chez Montesquieu », *Revue Montesquieu* No. 3, 1999, p. 41-61.

権力を行使することに公民は結び付けられており、公民の間を制御するのは徳である。二つめは「穏和な政体」の公民であり、そこでは公民は自由と安全に関係づけられている。三つめは専政⁸⁹における公民であり、一転して政治体のメンバーというニュアンスは取り除かれ、公民 *citoyen* は、礼儀作法 *civilité* という人々が共有する形式的な行動様式に縛られている⁹⁰。これらの中で、本論で確認してきた万民法との対比においてモンテスキューが用いるシヴィルは、とりわけ、「穏和な政体」における公民の意味に連結されると解釈することが可能であろう。穏和な政体とは、その「穏和さ」を、力に関係づけられる万民法の支配領域の収縮に伴って、シヴィルな領域の拡大から引き出しているのではないか、ということである。シヴィルは単に「政治共同体の」「国家の」という原義を静的に示すにとどまらず、公民領域の拡張に関係づけられるダイナミックな意味を包蔵するものである。この公民領域の拡張は、モンテスキューによれば、単なる技術論や設計主義的な思想によって実現可能なものではなく、一定のプロセスを経て歴史の中で実現されるはずのものである。そして、そのプロセスは、フランスという具体的な歴史の場に目を投じるならば、シヴィルと万民法の関係なしには形成されえないというのがモンテスキューの認識であっただろう。ローマの伝統から断ち切られ、長いプロセスを経て、ゲルマンの伝統に系譜づけされる「穏和な政体」においては、公民の法によって権利を保障され、公民たちは、他の公民による力の支配を免れている。これは、長いプロセスを経て、シヴィルな領域が拡張され、万民法の支配領域が収縮し潜在化するというダイナミズムの結果として実現される側面を持つものである。

[2014年12月25日レフェリーの審査を経て掲載決定]

(一橋大学大学院言語社会研究科博士課程単位取得退学)

⁸⁹ 専政においては、「誰も公民 *citoyen* ではない」EL 5-17と述べられ、政治体の参加者というニュアンスは剥奪されている。Larrère, *ibid.*, p. 46. 『法の精神』(上) p. 148.

⁹⁰ EL 19-16において、専政の一つとして示される中国の統治下において、広く形式的な礼儀作法 *civilité* を共有する人々が「公民 *citoyen*」とされる。この「公民」に政治体への参加者という意味を認めることは難しい。EL 19-16, Garnier, I, p. 337-338. 『法の精神』(中) p. 170. Larrère, *ibid.*